

施策カルテ

1 施策の位置付け

担当課 住宅課

総合計画 政策の柱	市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	快適な住環境を創出する	取組の 基本方向	「快適な住環境を創出する」ため、幅広い居住ニーズに対応するための「快適な住宅の供給と取得支援の充実」、安全で環境に優しい住宅の普及促進を図るための「住宅の安全性の向上」、良好な住環境を形成するための「住環境の向上」に、重点的に取り組みます。	政策目標 (基本施策目標)	市民が良好な住環境の中で、安全で環境に優しい住宅で快適に暮らしています。
--------------	------------------	----------------	-------------	-------------	--	------------------	--------------------------------------

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

①施策名	居住環境の向上						④ 施策の達成状況	H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	達成率 (%)		
	② 施策目標							指標① (総合計画に基づく指標)	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値			
② 施策目標	快適な住生活を送ることのできる良好な住環境が形成されています。						地区計画導入地区数	-----	20	21	22	23	24	87.5%		
③ 施策を取巻く環境	国・県等の動向	少子高齢化社会による人口減少時代の将来を見据え、住環境の質の向上が求められている。そのため、計画的な都市基盤整備や良好な住環境づくりを推進していくことが求められている。国においては、平成22年度から、これまで個別に行ってきた補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金を創設した。				指標②		-----	-----	-----	-----	2128.6	92.1%			
外部意見 その他	平成20年1月 宇都宮市住生活基本計画に関する懇談会において、緑化の推進や美しい街並みの形成、魅力あるまちづくりを進める必要性などについての提言を受けている。				指標③	-----		-----	-----	-----	-----	-----				
指標④ (特記事項)								-----	-----	-----	-----	-----	-----			
⑤ 市民意識調査結果	市民の 施策満足 度	30.5%	市民の 施策重要 度	63.8%	達成度 (単年度目標)	● 達成している (90%以上)	概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	居住環境の向上に資するいずれの事業も、概ね目標どおり進行している。				⑦ 現状分析と課題の抽出 (③⑤⑥を踏まえた分析)	成果が見られる点	市街地再開発事業の支援や土地区画整理事業を実施し、計画的に土地利用や基盤整備を行うとともに、地区計画制度を活用し、良好な住環境の創出に努めており、概ね目標を達成している。
必要性・緊急性 (住民・社会ニーズ)	● 増加している	横ばい	減少している	説明	「市政に関する世論調査」によると、「居住環境の向上」について半数以上の市民が重要と回答しているなど、安全で快適な住環境整備が求められている。				改善の必要な点	土地利用や基盤整備等に係る事業は、長期間にわたるなどの特性もあるが、市民がゆとりある快適なくらしを送るために効果的な事業であり、住環境の向上に対するニーズが増加していることなどから、引き続き、総合的・計画的に取り組んでいく必要がある。また、事業実施に際しては、地区の特性を見極め、施策を選択・実施していくことも必要である。						
適切性 (適切な事務事業の選択、実施)	● 十分である	不十分な事業が一部ある	不十分な事業が複数ある	説明	各事業とも概ね目標をクリアしている。											
有効性 (政策目標への効果)	● 十分である	やや不十分である	不十分である	説明	良好な住環境を形成するために不可欠な事業であり、十分な効果をあげている。											

3 今後の取組方針

⑧ 取組の考え方	総論	居住環境の質の向上を図るため、再開発事業や土地区画整理事業、地区の特性に応じた地区計画制度の活用などを行っている。事業実施期間の長期化など課題もあるが、快適な住環境への整備に対するニーズが増大していることや、良好な住環境の創出に効果的な事業であることなどから、引き続き地区の特性に応じた住宅施策を実施していく。	➡	⑨ 政策評価 会議意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な住生活を送ることのできる良好な住環境を形成するためには、市街地再開発事業や土地区画整理事業、地区計画制度などを計画的に進める必要がある。</li> <li>・これら土地利用や基盤整備等に係る事業は、長期間にわたるなどの特性もあるが、市民の居住環境向上に対するニーズが増加していることから、引き続き各地区の特性を捉えながら、快適でゆとりある住環境の形成に努めること。</li> </ul>
	重点事業	馬場通り西地区、駅西口第四B地区市街地再開発事業について、中心市街地の居住人口の増加や、生活利便性、居住空間の向上につながることも、安全・安心で快適な住環境を形成するうえで重要な事業であるため、引き続き事業を推進していく。			
	見直し事業	—			

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H20	H21	H20	H21	重点度 (A~C)	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値	事業費	事業費			
					実績値	実績値	(千円)	(千円)			
再掲	宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業 担当課 市街地整備課 再開発室	権利者で構成する地元組織(再開発準備組合、市街地再開発組合)	H18	事業進捗率(%)	100	100	—	—	—	継続	中心市街地の活性化や、安全・安心で快適な住環境を形成するうえで重要な事業であるため、平成23年度に予定される事業の完了に向け、地元再開発組合に対して計画的な事業運営を行うよう、引き続き、支援・助言していく。
					58	100					
再掲	宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業 担当課 市街地整備課 再開発室	権利者で構成する地元組織(再開発準備組合、市街地再開発組合)	H19	事業進捗率(%)	100	100	—	—	—	継続	中心市街地の活性化や、安全・安心で快適な住環境を形成するうえで重要な事業であるため、平成22年度に予定される事業の完了に向け、地元再開発組合に対して計画的な事業運営を行うよう、引き続き、支援・助言していく。
					90	73					

様式 2

再掲	宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業		・事業計画区域（平松本町、東峰町、峰町、石井町の各一部48.2ha） ・関係権利者 904人及び市民	H11	道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡）	800m 10,000㎡	800m 10,000㎡	—	—	—	継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、事業の早期完了に向け工程管理を適切に行い、併せて事業費等の抑制に努める。
	担当課	東部区画整理事業課				1,175m 12,600㎡	567m 10,600㎡					
再掲	宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業		・事業計画区域（東峰町、平松本町、峰町、平松町の各一部41.8ha） ・関係権利者(960人)及び市民	H19	道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡）	0m 0㎡ 事業用地先行取得面積：4,470㎡	110m 2,300㎡	—	—	—	継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、仮換地指定・公共施設整備等の短期・中期整備計画を作成し、計画的かつ効率的に事業を進める。
	担当課	東部区画整理事業課				0m 0㎡ 事業用地先行取得面積：4,470㎡	205m 2,800㎡					
再掲	宇都宮市鶴田第1土地区画整理事業		・事業計画決定区域（鶴田町の一部42.9ha） ・関係権利者（450人）及び市民	H5	道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡）	53.0m 5,900㎡	3,000㎡	—	—	—	継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、権利者に対し出来形面積や清算金等について理解を得るよう事前説明を行い、H22年度の換地処分を実施することで事業効果の発現を目指す。
	担当課	西部区画整理事業課				53.0m 4,355㎡	1,411㎡					
再掲	宇都宮鶴田第2土地区画整理事業		・事業計画決定区域（鶴田町の一部86.2ha） ・関係権利者（724人）及び市民	H11	道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡）	3,499m 32,158㎡	1,960m 27,269㎡	—	—	—	継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、関係権利者との合意形成を図り仮換地指定率を高めると共に、建物移転及び公共施設整備を推進し、事業の早期完了を目指す。
	担当課	西部区画整理事業課				1,460m 44,440㎡	1,949m 38,135㎡					
再掲	岡本駅西土地区画整理事業		・事業計画決定区域（下岡本町、中岡本町及び東岡本町の各一部59.2ha） ・関係権利者（892人）及び市民	H6	道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡）	450m 4,500㎡	1,500m 9,000㎡	—	—	—	継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、仮換地指定の推進・拡大を図り、建物移転や公共施設整備等の整備を速やかに行う。
	担当課	北部区画整理事務所				428m 4,222㎡	1,564m 9,359㎡					
再掲	中里原土地区画整理事業		・事業計画決定区域（中里町の一部14.4ha） ・関係権利者（33人）及び市民	H18	道路築造延長（m） 宅地造成面積（㎡）	2,221m 35,000㎡	1,950m 12,000㎡	—	—	—	継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、平成22年度の事業完了を目指し、公共施設の整備を推進するとともに、円滑な保留地処分を行う。
	担当課	北部区画整理事務所				2,005m 34,468㎡	1,931m 11,803㎡					
再掲	地区計画制度の活用		市民、事業者	H元	地区計画制度についての説明会や協議の回数	10	10	—	—	—	継続	今後も地域のまちづくりに対する意識の高揚を図り市民自らが地域資源を活かし、地域特性に応じた良好な居住環境を推進するため地区計画制度に関する説明会等を適宜開催し、地区計画の導入に結び付けていく。
	担当課	都市計画課				40	15					
再掲	景観計画推進事業		市民、事業者、行政	H20	景観形成重点地区に向けた説明会等の回数（回）	10	10	—	—	—	継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、特に宇都宮を代表する地域において、地元住民や事業者等との協働により、「景観形成重点地区」の指定に向けた取り組みを進めていく。
	担当課	都市計画課				11	14					
再掲	魅力ある都市景観づくり事業補助金		景観形成重点地区を目指す団体、又は景観形成重点地区内の市民・事業者	H21	活動交付金交付件数	—	2	—	—	—	継続	良好な居住環境を形成するうえで重要な事業であるため、景観形成重点地区の指定を目指す団体の活動費や、景観形成重点地区内の修景工事費に対して補助を行い魅力ある景観づくりを進めていく。
	担当課	都市計画課				—	2					
施 策 事 業 費 合 計						0	0					